

## 朝日町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年7月18日策定

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定める。

### 2 適用範囲

本町が発注する物品等の調達に適用する。

### 3 調達の対象となる施設

調達の対象となる施設とは、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。

### 4 調達する品目の種類等

特に分野を限定することなく、調達可能な物品等とする。なお、調達にあたっては、可能な限り計画的なものとし、障害者就労施設等に配慮した納期の設定等に努める。

### 5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

当該年度の目標額は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を目標と設定し、それを上回るよう努める。

### 6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり、保険福祉課は障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、その情報を各課に提供する。
- (2) 発注担当課はその情報に基づき発注可能な物品等の検討を行い、直接調達する。

### 7 調達の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号による随意契約の活用などにより、発注の拡大に努める。ただし、この場合においては、予算の適正な執行に努めるとともに、公平性・競争性の確保に留意する。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の見直しを行ったときは、町ホームページ等により遅滞なく公表する。
- (2) 調達実績は会計年度終了後、総務課は、その概要を取りまとめ、町ホームページ等により遅滞なく公表する。